○国土交通省令第六十八号

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）を実施するため、駐車場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

駐車場法施行規則の一部を改正する省令

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を第二十二条とし、第三条の次に次の十八条を加える。

（特殊装置認定の基準）

第四条　国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

2　前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第五条　前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第七条から第九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

2　認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一　認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る特殊装置の名称及び型式

三　その他登録認証機関が必要と認める事項

（認証の更新）

第六条　認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（以下「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

（登録）

第七条　第五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　認証事務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書

ロ　申請に係る意思の決定を証する書類

ハ　役員の氏名及び略歴を記載した書類

三　登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四　登録申請者の行う認証が第九条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類

五　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第八条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、認証事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録要件等）

第九条　国土交通大臣は、第七条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る特殊装置の安全機能を確認するための審査を行うものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ　国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、特殊装置の安全機能に関する専門的知識を有する者

ハ　機械に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者

ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二　前号の審査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によって構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ　学校教育法による大学において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ　前号ロ又はハに該当する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2　登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名

三　認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四　認証事務を開始する年月日

（登録の更新）

第十条　登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（認証事務の実施に係る義務）

第十一条　登録認証機関は、公正に、かつ、第九条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一　特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二　認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（以下「認証基準」という。）を定めること。

三　認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四　認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。